

告 示

埼玉県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり毛呂山・越生都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

変更なし

ロ 削除する部分

変更なし